

第5章 推進体制

1. 産業戦略の推進体制

(1) (仮) 宇治市中小企業サポートセンターの役割

宇治市産業戦略の策定にあたっては、有識者等から構成される「宇治市産業戦略策定会議」において議論いただき、専門的な見地から様々な意見をいただきました。また、策定の過程において実施した市内企業アンケートや、直接聞き取りを行った市内企業ヒアリングでは、市内産業が抱える課題が浮かび上がってきました。

今後は、新たな産業拠点として設置する「(仮) 宇治市中小企業サポートセンター（以下、「センター」という）」が中心となって、宇治市産業戦略に位置付けた具体的な取組を着実に実施することにより、本市産業のさらなる活性化を図ります。

センターでは、市内企業の窓口として、スタッフが各企業や商店街に出向きながら課題やニーズを聞き取り、補助金等の各種制度による支援を行うとともに、市の関係課や国・京都府関係機関、産業支援機関、金融機関、大学等とつなぐ役割を担います。

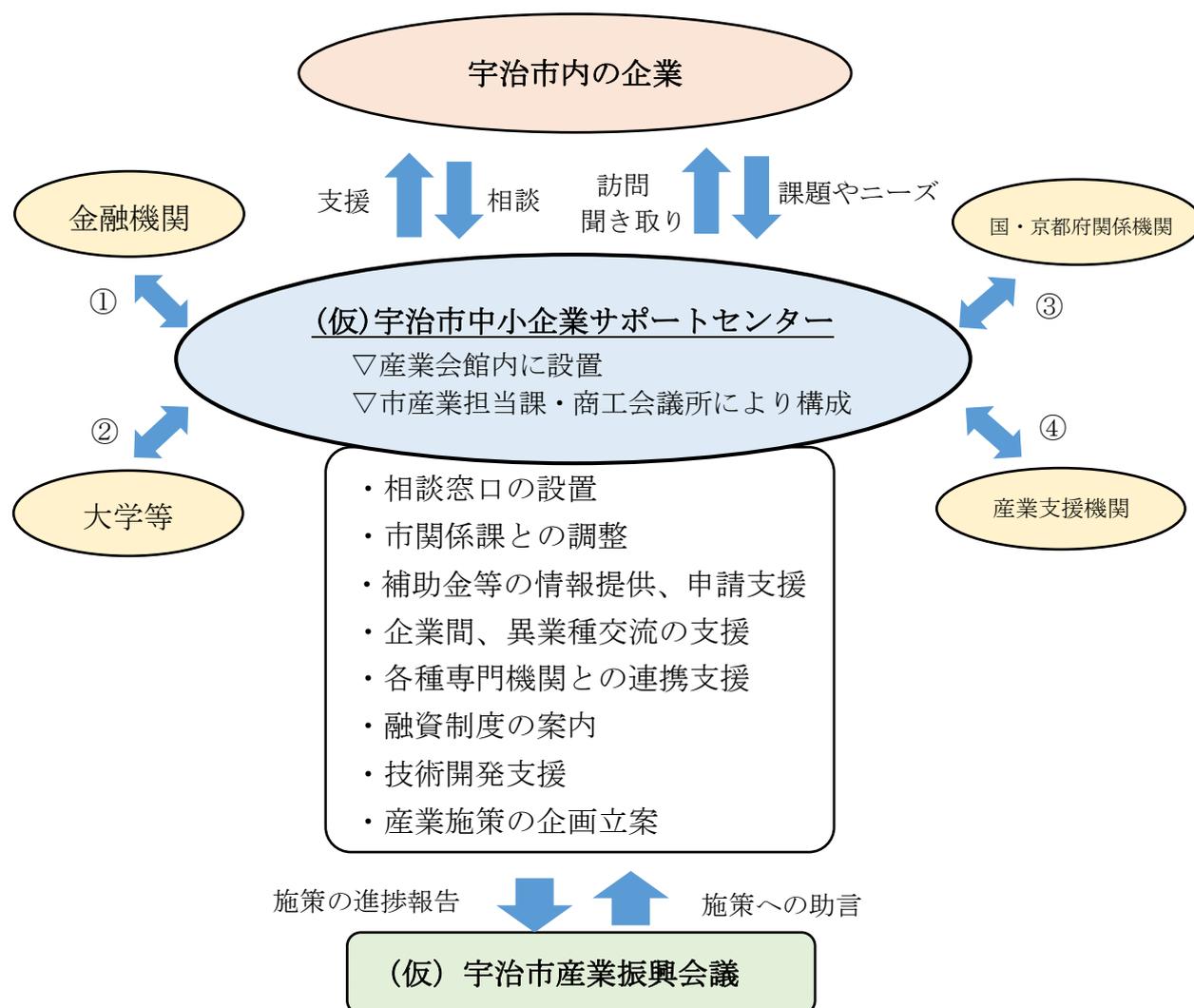
また、センターのスタッフは、市内企業の様々な相談やニーズに対応できる専門的な知識や経験、幅広い情報、新たな施策の立案能力等が求められるため、関連する各種制度や専門知識の習得、情報の収集に努めるとともに、必要に応じて専門家や外部機関のスタッフの協力も得ながら、各施策を進めます。

(2) (仮) 宇治市産業振興会議の設置

社会情勢や本市を取り巻く経済状況の変化、国や京都府による施策の動向、事業者や市民ニーズの変化等により、今後、求められる施策が変わってくる可能性も考えられます。

そのため、具体的な取組が着実に実施できているか、また、時代のニーズに即した施策が実施できているか等、取組の進捗を定期的に報告することにより助言を受ける組織「(仮) 宇治市産業振興会議」の設置を検討します。有識者や関係機関等と連携を図りながら、必要に応じて具体的な取組の見直し等を行います。

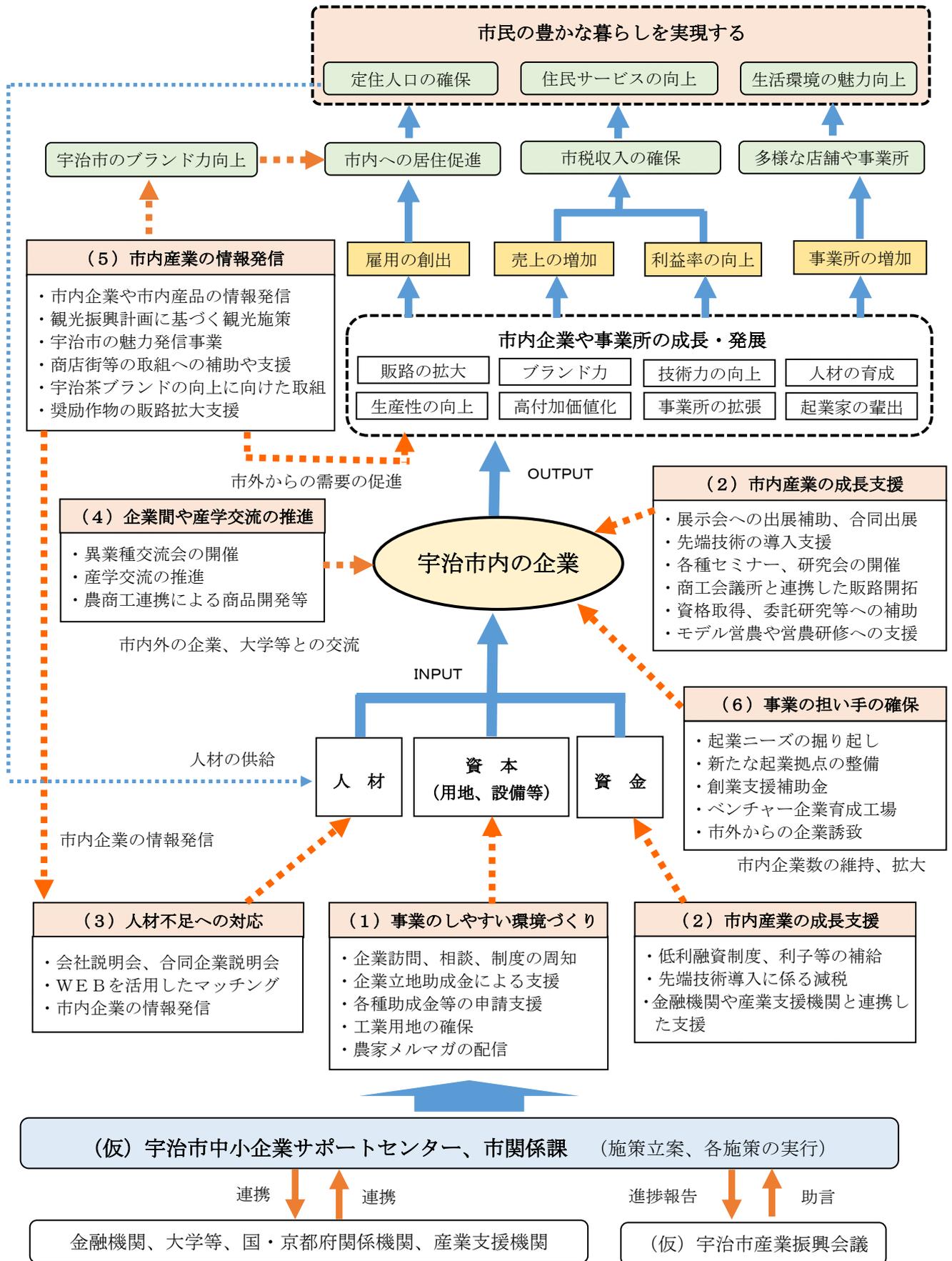
【推進体制のイメージ図】



※連携体制について

	連携先	連携内容
①	金融機関	包括連携協定を締結している京都銀行、京都中央信用金庫、京都信用金庫との連携により、各種セミナーや起業家を応援するための交流会等を実施
②	大学等	新商品や新技術の研究開発を促進するため、大学等と連携し、研究者とのマッチングを実施
③	国・京都府関係機関	国の補助金や各種制度、京都府のエコノミックガーデニング支援強化事業等の補助金や各種認定制度等の活用に向けた情報提供や関係機関との連携
④	産業支援機関	受発注のマッチングや設備導入等の相談は公益財団法人京都産業21や(一社)京都府農業会議と、技術的な相談は京都府中小企業技術センター等と連携を図り、平成31年3月に開設予定の京都経済センターとの連携も模索

【宇治市産業戦略の取組イメージ図】



＜参考資料＞

1. 計画策定の経過

日 程	会 議 等	内 容
平成 30 年 6～7 月	市内企業等へのヒアリング 調査	
平成 30 年 8 月 2 日	第 1 回策定会議	○委嘱状交付 ○スケジュール、アンケート調査について ○宇治市産業の状況や現在の施策について ○宇治市産業戦略の方向性について
平成 30 年 8～9 月	市内企業へのアンケート 調査	
平成 30 年 9 月	市内企業等へのヒアリング 調査	
平成 30 年 10 月 12 日	第 2 回策定会議	○市内企業へのアンケート調査結果について ○宇治市産業戦略の目標と方向性について
平成 30 年 11 月 19 日	都市経営戦略推進本部会議	○宇治市産業戦略（案）について
平成 30 年 11 月 29 日	第 3 回策定会議	○宇治市産業戦略（案）について
平成 30 年 12 月 19 日	市民環境常任委員会	○宇治市産業戦略（案）について
平成 31 年 1 月 23 日	第 4 回策定会議	○宇治市産業戦略（最終案）について
平成 31 年 2 月 6 日	市民環境常任委員会 都市経営戦略推進本部会議	○宇治市産業戦略（最終案）について ○宇治市産業戦略（最終案）について

2. 宇治市産業戦略策定会議設置要綱

(設置)

第1条 宇治市の産業振興の在り方を体系的に示す宇治市産業戦略（以下「産業戦略」という。）を策定するにあたり、有識者等の幅広い意見を反映するため宇治市産業戦略策定会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 産業関係団体等の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(担任事項)

第3条 会議は以下に掲げる事項について意見の交換及び調整を行う。

- (1) 産業戦略の策定に係る検討に関すること
- (2) その他産業戦略に関して必要な事項

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

(会長)

第5条 会議に会長及び副会長をそれぞれ1名おく。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

(事務局)

第7条 会議の庶務は、市民環境部産業推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3. 宇治市産業戦略策定会議 委員名簿

名 前	役職名等	備 考
いたば よしお 伊多波 良雄	同志社大学 経済学部教授	会 長
しらす ただし 白須 正	龍谷大学 政策学部教授	副会長
あまわし かずゆき 天 鷲 和之	日本政策金融公庫 京都支店国民生活事業統轄	
ありま とおる 有馬 透	京都工業会 専務理事	
いしがき かずや 石 垣 一也	京都経営者協会 事務局長	
おかもと けいし 岡 本 圭司	京都府 山城広域振興局長	
かわかつ たけし 川 勝 健志	京都府立大学 公共政策学部准教授	
かわらばやし かずき 河 原 林 一樹	京都中小企業家同友会 宇治支部長	
こじま ひでかず 小嶋 秀和	京都産業21 ものづくり支援部長	
ただ しげみつ 多田 重光	宇治市観光協会 専務理事	
なかがわ はるお 中 川 晴雄	宇治商工会議所 工業部会長	
なかばやし かずお 中 林 和夫	J A 京都やましろ 運営協議会副会長	
にしたに ごうき 西 谷 剛毅	(一社) Impact Hub Kyoto Hub 戦略アドバイザー	
もりした やすひろ 森 下 康弘	京都府茶業会議所 専務理事	

(敬称略)

